

船舶インシデント調査報告書

平成31年2月20日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成30年8月6日 08時30分ごろ
発生場所	熊本県宇城市大田尾漁港西方沖 三角灯台から真方位060° 1.8海里付近 (概位 北緯32°38.4′ 東経130°28.5′)
インシデントの概要	プレジャーボート歌の森号は、錨泊中、船外機が始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成30年8月22日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 歌の森号、5トン未満（長さ5.37m） 292-39757熊本、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、船外機を停止して錨泊中、釣り場を移動しようとしたところ、船外機が始動できなくなった。 本船は、船長が、海上保安庁に本インシデントの発生を通報した後、自身が手配した漁船によりえい航され、大田尾漁港に帰港した。 本船は、本インシデント後、船外機のロアギアケース内にあるドッグクラッチの凹凸部分並びに前進及び後進各ギアの同クラッチを受ける部分の経年による摩耗で中立位置が機械的にずれ、中立位置センサーでの中立状態を示す電気信号が発せられず、安全装置が働いてセルモーターが回らなくなっていたことが判明した。
分析	本船は、大田尾漁港西方沖で錨泊中、船長が釣り場を移動しようとした際、船外機のドッグクラッチの凹凸部分等の経年による摩耗で中立位置が機械的にずれていたことから、安全装置が働いて船外機が始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、大田尾漁港西方沖で錨泊中、船長が釣り場を移動しようとした際、船外機のドッグクラッチの凹凸部分等の経年による摩耗で中立位置が機械的にずれていたため、安全装置が働いて船外機が始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

	・定期的に船外機の点検及び整備を行うこと。
--	-----------------------